



島根県報

平成26年3月28日（金）

号外第53号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県企業立地促進条例施行規則

（企業立地課） 2

公布された条例等のあらまし**◇島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第46号）**

1 規則の概要

- (1) 企業の立地に対する助成等の対象となる業種について、製造業に係る指定誘導業種の区分を廃止することとし、自然科学研究所及び新産業創出プロジェクト関連業種については平成26年6月30日までに申請した場合に限ることとした。（第2条関係）
- (2) 企業の立地に対する助成等の対象となる業種について、投下固定資本額の要件を次のように改めることとした。（第3条関係）
 - ア 製造業のうち資本金が3億円以下又は常用従業員数が300人以下の企業については、5,000万円以上であること。
 - イ ア以外の企業については、1億円以上であること。
- (3) ソフトウェア業又はデジタルコンテンツ業で別に定める要件を満たすものにおける立地規模の基準のうち、企業の立地に関する計画の認定の期限を平成29年3月31日までとすることとした。（第3条関係）
- (4) その他規定の整備

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第46号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を削り、同条第2号中「指定誘導業種以外の」を削り、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「自然科学研究所」の次に「（平成26年6月30日までに条例第4条第3項の規定により申請した場合に限る。）」を加え、同号を同条第4号とし、同条第6号中「をいう。）」の次に「（平成26年6月30日までに条例第4条第3項の規定により申請した場合に限る。）」を加え、同号を同条第5号とする。

第3条第1号中「及び第2号」を削り、同号ア中「3億円」を「1億円」に改め、同号イ中「前条第3号」を「前条第2号」に改め、同条第1号の2中「指定誘導業種」を「前条第1号に掲げる業種」に、「以下かつ」を「以下又は」に、「別表第2の1の項から3の項」を「別表の1の項から3の項」に改め、同号ア中「1億円」を「5,000万円」に改め、同条第2号中「前条第3号」を「前条第2号」に改め、同条第3号中「前条第4号」を「前条第3号」に、「平成26年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条第4号中「前条第4号」を「前条第3号」に改め、同条第5号中「前条第5号」を「前条第4号」に改め、同条第6号中「前条第6号」を「前条第5号」に改める。

第5条第3項中「掲げる事項」の次に「（第2条第3号に掲げる業種にあつては、第4号及び第5号を除く。）」を加える。

第8条第1項第1号中「第2条第3号オ」を「第2条第2号オ」に改め、同項第2号中「第2条第4号」を「第2条第3号」に改め、同条第2項第1号中「、第2号及び第6号」を「及び第5号」に改め、同項第2号中「第2条第3号から第5号まで」を「第2条第2号から第4号まで」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請された島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定に係る計画（以下「認定計画」という。）について適用し、同日前に申請された認定計画については、なお従前の例による。